

男女共同参画週間

6月23日（日）～6月29日（土）

“誰もがどれも選べる社会に”

この週間は、職場・学校・家庭・地域等で、性別に関わらず個性と能力を尊重し、夢や希望を実現できる社会に向けて理解を深めることを目的としています。

「いわて男女共同参画サポーター養成講座」の開催

岩手県では、地域において男女共同参画に関する活動を行う男女双方の人材を養成するため下記のとおり開催します。詳細は町 HP をご確認ください。

■内 容 9講座中7講座以上受講でサポーター認定 (1) 動画視聴 (8講座) …LGBTQ +、働き方ジェンダーギャップ、岩手県の政策についてなど (2) 実践講座 (1講座) 会場：陸前高田市…男女共同参画から考える事前復興とまちづくり

■受講料 無料

■申込期間 11月29日(金)まで随時受付

■申込方法 中央生涯教育センター窓口へ「受講申込書」を提出

※「申込書」は町 HP からダウンロードまたは中央生涯教育センターにて配布しています。

■注意事項 (1) 定員がある講座があります。(2) 視聴期間が限定されている講座があります。

町 HP QR コード



金ケ崎町生涯スポーツ事業団設立 30 周年記念事業

事業団設立 30 周年を記念し、関係各位、利用者の方々に感謝の意を表するとともに、生涯スポーツの普及と町の健康づくり事業を更に活発にすることを目的に記念事業を実施します。

■記念式典 令和6年6月29日(土) 午後3時45分～4時25分

■記念祝賀会 令和6年6月29日(土) 午後5時30分～ プラザイン水沢

■記念イベント 令和6年10月5日(土)

■内容 トヨタ自動車東日本野球部による試合 (社会人クラブチーム等調整中)

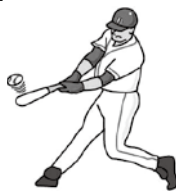
■30周年記念各種大会の開催 ニトリ JD リーグ (女子ソフトボール) 令和6年9月28日～29日

森山 CUP スポーツ大会 (各種)

☎ 一般財団法人金ケ崎町生涯スポーツ事業団 (☎ 44-5600)

30 周年記念事業 第1弾 夢の課外授業「野球」

- 内容 トップアスリートとのふれあい体育授業「野球」
- 日時 令和6年6月29日(土) 午後1時～2時10分予定
- 主催 一般財団法人金ケ崎町生涯スポーツ事業団
- 場所 森山総合公園 森山室内練習場
- 対象 金ケ崎中学校軟式野球部
- ※見学は野球部保護者のみ可。一般の人は見学不可。
- 指導者 ○東北楽天ゴールデンイーグルス アンバサダー 銀次氏
○トヨタ自動車東日本(株)硬式野球部員



30 周年記念事業 第2弾 東北楽天ゴールデンイーグルスアンバサダー 銀次トークショー

- 内容 銀次トークショー
- MC (葛巻舞香アナウンサー)
- 日時 令和6年6月29日(土) 午後2時30分～3時20分予定
- 場所 金ケ崎町中央生涯教育センター大ホール
- 対象 同事業団設立 30 周年記念式典出席者・一般聴講希望者
- その他 希望者に入場券を準備します。スポーツセンターにて6月21日(金)より配布予定 (入場券に限りがあります)

令和6年度

国民健康保険税を引き下げます

☎ 住民課 (☎ 42-2111)

町の国民健康保険の財政運営状況や今後の見通しを踏まえ、国民健康保険財政調整基金を活用することにより令和6年度の税率を次のとおり引き下げます。

令和6年度国民健康保険税率

	所得割	均等割 (円/人)	平等割 (円/世帯)
医療給付費分	7.5%	2,000 円	22,000 円
後期支援金分	2%	7,000 円	6,000 円
介護納付金分	2%	5,000 円	5,000 円

※介護納付金分は 40 歳～64 歳までの人が対象

※所得割：加入者ごとに前年の総所得から基礎控除額 (43 万円) を差し引き、表の税率を乗じた額の合算

令和6年度改正点

- ①医療給付費分の均等割額が変更になります。
- ②後期支援金分の課税限度額が変更になります。
- ③軽減判定の対象となる所得基準額を引き上げ、低所得世帯における均等割と平等割の軽減対象世帯を拡充しました。

■5割軽減の基準額

(改正後) 43 万円+ (29.5 万円×被保険者数)

(改正前) 43 万円+ (29 万円×被保険者数)

■2割軽減の基準額

(改正後) 43 万円+ (54.5 万円×被保険者数)

(改正前) 43 万円+ (53.5 万円×被保険者数)

令和6年3月に公表された第3期岩手県国民健康保険運営方針において、県内すべての市町村の保険税水準完全統一を、令和12年度から17年度の間で目指すとの方針が示されました。現在は、町が算定した保険税率により賦課・徴収を行っておりますが、保険税水準の完全統一が実施された場合は、県が県内一律の保険税率を算定することとなります。保険税水準完全統一後は、市町村独自で基金を活用した税率調整が制限されることも見込まれることから、完全統一までの期間、被保険者の負担軽減のため、国保財政調整基金を活用して令和6年度の課税分から国保税率の引き下げを行います。

令和8年度までの3年間は改正後の税率を維持し、令和9年度以降は町の国保財政運営の状況や基金残高をもとにして、県の完全統一時期を見据えて改めて検討します。

個人住民税の定額減税について

■減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

■対象となる人 前年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者で国内に住所を有する人

※扶養親族等の判定は、原則前年12月31日の現況によります。

詳しくはこちらの2次元コードから町HPをご覧ください。

☎ 税務課 (内線2112)



なお、所得税における定額減税については、国税庁ホームページもしくは水沢税務署 (☎ 24-5111) までお問い合わせください。

国民年金保険料の 納付免除・猶予の申請について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、納付が「免除」または「猶予」される制度があります。令和6年度 (令和6年7月～令和7年6月) の免除・猶予申請は7月から受け付けます (2年1カ月までさかのぼり可能)。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

☎ 住民課 (内線2124)

一関年金事務所 (☎0191-23-4246)